

第3期青森市子ども・子育て支援事業計画の概要

1 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施するため、市町村に策定が義務付けられている計画です。
第2期計画の計画期間が令和6年度で終期を迎えるため、令和7年度を始期とする第3期計画を策定します。

- ◆第3期計画の計画期間
令和7年度から令和11年度まで（5年間）
※中間年に当たる令和9年度に、必要に応じ計画の見直しを検討

2 推計人口

「量の見込み」を算出するため、本市の推計人口を設定しました。

- ① 0歳人口（出生数）⇒ 子ども女性比（0歳人口÷20～44歳人口）により推計
- ② 1歳以上人口 ⇒ コーホート変化率法により推計

【推計人口（児童数）】 (単位:人)

	実績	推計				
	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
0歳	1,217	1,182	1,140	1,104	1,068	1,034
1歳	1,331	1,234	1,239	1,202	1,161	1,142
2歳	1,429	1,328	1,231	1,236	1,199	1,158
3歳	1,439	1,427	1,326	1,229	1,234	1,197
4歳	1,565	1,435	1,424	1,323	1,226	1,231
5歳	1,717	1,562	1,432	1,422	1,320	1,223
合計	8,698	8,168	7,792	7,516	7,208	6,985

3 教育・保育の量の見込み及び確保方策

- ◆量の見込み
 - ・第2期計画期間の令和2年度から令和6年度までの教育・保育の利用実績から見込みました。
 - ・3号認定（2歳児）については、2歳児クラス全額公費負担（R6.10開始）の影響を鑑み、平均増減率に＋1％加えて見込みました。

- ◆確保方策の考え方
 - ・原則として新たな教育・保育施設等の新規認可等によらず、既存施設・事業者を活用して供給量を確保します。

(単位:人)

【市全域】		R7年度			R8年度			R9年度			R10年度			R11年度		
1号認定	量の見込み ①	942			840			756			679			614		
	供給量(確保方策) ②	1,442			1,279			1,143			1,020			915		
	過不足 ②－①	500			439			387			341			301		
2号認定	量の見込み ③	3,313			3,181			3,065			2,957			2,897		
	供給量(確保方策) ④	3,553			3,411			3,286			3,170			3,105		
	過不足 ④－③	240			230			221			213			208		
3号認定	年齢	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
	量の見込み ⑤	278	938	1,062	254	971	1,018	233	971	1,055	213	965	1,057	195	977	1,052
	供給量(確保方策) ⑥	761	991	1,119	687	1,026	1,071	622	1,026	1,109	561	1,020	1,110	506	1,032	1,104
	過不足 ⑥－⑤	483	53	57	433	55	53	389	55	54	348	55	53	311	55	52

※供給量（確保方策） 第3期計画の「供給量（確保方策）（利用定員）」は、「量の見込み（入所児童数）」の増減と連動するよう設定
⇒ 前年度定員数 × 利用数の対前年度増減率 ＋ 新設・閉園（R6.12.1時点）に伴う加減修正

4 保育認定の就労時間の下限について

本市では、平成31年度以降待機児童が発生していないこと、就労時間の下限を引き下げることで保育の必要性の認定範囲が広がり、子ども・子育て支援の充実につながることから、第3期期間中に就労時間の下限設定について検討を行います。

第2期計画	第3期計画
60時間/月	検討

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

本市では、子育て家庭等を対象として、「地域子ども・子育て支援事業」を実施します。
第3期計画における各事業の量の見込み及び確保方策は、次の通りです。

区分	単位	第3期〔量の見込み・確保方策〕					事業概要
		R7	R8	R9	R10	R11	
①利用者支援事業	箇所	1	1	1	1	1	子育て家庭等が、教育・保育施設や子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう情報提供等を行う事業。
②時間外保育事業	人日 (延べ)	1,466	1,422	1,395	1,361	1,342	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園・保育所等において保育を実施する事業(延長保育事業)。
③放課後児童健全育成事業	人/月	3,603	3,654	3,630	3,633	3,604	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、近隣の公共施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。
④子育て短期支援事業	人日 (延べ)	70	63	63	63	56	保護者が疾病・疲労等の身体上・精神上・環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において必要な養育を行う事業。
⑤乳児家庭全戸訪問事業	人/年	1,072	1,034	1,001	969	938	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業。
⑥養育支援訪問事業	世帯/年	156	156	156	156	156	要支援児童若しくは要保護児童及びその保護者又は特定妊婦等に対し、その養育が適切に行われるよう、訪問等により、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業。
⑦地域子育て支援拠点事業	人日 (延べ)	63,455	63,455	63,455	63,455	63,455	乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てに関する相談、情報の提供、助言その他必要な援助を行う事業。
⑧-ア 一時預かり事業(幼稚園型)	人日 (延べ)	68,926	63,406	59,083	54,952	51,901	幼稚園在園児等を対象に、通常教育時間の前後などに、保護者の要請に応じて児童を預かる事業。
⑧-イ 一時預かり事業(一般型)	人日 (延べ)	3,928	4,219	4,641	5,213	5,962	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業。
⑨ ファミリー・サポート・センター事業	人日 (延べ)	1,605	1,605	1,605	1,605	1,605	乳幼児や小学生の児童をもつ子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整等を行う事業。
⑩病児保育事業	人日 (延べ)	983	983	983	983	983	病児又は病後児を保育所等の専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行う事業。
⑪妊婦健康診査事業	人/年	1,178	1,136	1,100	1,064	1,031	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握等を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。
⑫実費徴収に係る補足給付	人/年	26	26	26	26	26	保護者の世帯所得の状況に応じ、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払う日用品、その他必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用等及び副食材料費の一部を給付する事業。
⑬子育て世帯訪問支援事業 〔新規(令和4年児童福祉法改正関係)〕	—	令和6年4月に施行された改正児童福祉法により新たに創設された事業であるため、ニーズ等を把握するとともに、実施場所や方法について調査研究を行っていきます。					要支援児童又は要保護児童の保護者、特定妊婦等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業。
⑭児童育成拠点事業 〔新規(令和4年児童福祉法改正関係)〕	—						養育環境等に関する課題を抱える児童について、生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業。
⑮親子関係形成支援事業 〔新規(令和4年児童福祉法改正関係)〕	—						親子間における適切な関係性の構築を目的に、要支援児童又は要保護児童及びその保護者等に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業。
⑯妊婦等包括相談支援事業 〔新規(令和6年子ども・子育て支援法改正関係)〕	人/年	1,182	1,140	1,104	1,068	1,034	妊娠期からの切れ目のない支援を行う観点から、妊婦のための支援給付と妊婦やその配偶者等に対し面談等による情報提供や相談等の伴走型相談支援を、効果的に組み合わせて行う事業。
⑰乳児等通園支援事業 〔新規(令和6年子ども・子育て支援法改正関係)〕	人/月	56	56	56	56	56	満3歳未満で保育所等に通っていない子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で保育所等への通園支援を行う事業(こども誰でも通園制度)。
⑱産後ケア事業 〔新規(令和6年子ども・子育て支援法改正関係)〕	人/年	1,182	1,140	1,104	1,068	1,034	出産後1年未満の母子に対して、助産師が心身のケアや育児のサポート等を行う事業。